

パレスチナ自治区に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2020年12月9日

パレスチナ自治政府による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 12/9

●12月9日現在、パレスチナにおいて、新型コロナウイルス感染者の増加を受けた緊急事態宣言が継続中です。7日、パレスチナ自治政府は、新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、以下のとおり、4県に対する規制強化措置を発表しました。

・ナブルス県、ヘブロン県、ベツレヘム県、トゥルカレム県：12月10日(木)午後7時から12月17日(木)午後7時まで、薬局、ベーカリー、スーパーマーケット、食料雑貨店を除く全面的なロックダウン

・上記4県以外の西岸全土：12月17日(木)午後7時まで、週末(金、土)のロックダウン、及び平日19時～翌朝6時の夜間外出禁止

また、同期間中、西岸全土で県をまたぐ移動が禁止されています。感染拡大防止措置の最新情報等の詳細については、パレスチナ保健省等の関連情報を御参照ください。

(パレスチナ保健省関連情報、アラビア語)

<https://m.facebook.com/mohps/>

**【在イスラエル日本国大使館】**

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP: [https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

**【在ラマッラ出張駐在官事務所 (対パレスチナ日本政府代表事務所)】**

Tel: +970-(0)2-298-3370/1

Fax: +970-(0)2-298-3313

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>